

## 民法 After 問題 ガイダンス用 確認テスト 問題

問1 不動産が仮装譲渡された場合において、仮装譲受人からその目的物について抵当権の設定を受けた者は、虚偽表示の無効を対抗できない善意の「第三者」に該当する。

答え

問2 仮装売買契約が締結された場合における売主に対して金銭債権を有する者が善意で売買代金債権を差し押さえて取り立て訴訟を提起した場合において、買主は、当該売買契約が虚偽表示におけるものであり、無効であると主張することができる。

答え

問3 1番抵当権が仮装放棄された場合において、当該不動産について順位の上昇を期待する2番抵当権者は、虚偽表示の無効を対抗できない94条における善意の第三者に該当する。

答え

問4 A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、更にCがDに対して甲建物を譲渡した場合において、CがAB間の売買契約が仮装のものであると知っていたときは、Dがこれを知らなかったときであっても、Dは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができない。

答え

問5 AとBが通謀して、A所有の土地をBに売却したかのように仮装したところ、Bは、その土地の上に建物を建築してその建物を善意のCに賃貸した。この場合、Aは、Cに対し、土地の売却が無効であるとして建物からの退去による土地の明渡しを求めることはできない。

答え

問6 仮装債権が譲渡され、仮装債務者にその旨の通知がなされた場合に、弁済を請求する仮装債権の譲受人は、虚偽表示の無効を対抗することができない94条2項の第三者に該当する。

答え

民法 After 問題 ガイダンス用 確認テスト 解答

問1 ○ P3 参照

問2 × P3 参照

問3 × P3 参照

問4 × P5 参照

問5 × P3 参照

問6 ○ P3 参照